

特定個人の情報に関する調査状況につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、申請担当が社内で定められた手続を確実に実践していたかどうかを含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっております。

調査を継続している中で、特別監査チームに対しまして、特定の個人がコンプライアンス違反をしていたのではないか、という情報が寄せられましたので、鋭意調査を進めている最中ですが、現時点において確認できた事実を公表いたします。

【情報Ⅰ】

- Fから、当報道（共同通信社の記事）と内容を一にする告発文を受領。
 - 告発文は、「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」と記している。
 - 告発文は、特定の個人であるG・H・Iらが虚偽申請に係っていた、として名指ししている。
 - Fは、当法人の申請業務の一部を受託していた。
 - Fは、行政書士であり、警視庁に告発した本人である可能性が高い。
- 雇用理由書の作成に関して、告発文に記されているFの主張は、下記のとおり。
 - Gは、Fに対して、あたかも虚偽申請を許容するかのような言動を弄していた。（主張①）
 - H・Iは、Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆したH・Iは、「上司の指示」と説明していた（主張③）。
 - Gは、当時、H・Iの上司であった。
- Fは、Gとの間で金銭トラブルを抱えていた。
 - 金銭トラブルの金額は、235,000円である。
 - Fは、2019年1月11日、当該金銭を速やかに支払うよう、当法人に対して通告した。
 - Fは、当法人が速やかに支払わない場合は、商事法定利息を追加して支払うよう請求した。
- Fは、当報道（共同通信社の記事）のコピーを自事務所の宣伝活動に利用。
 - Fは、2019年1月16日頃、外国人材の紹介会社に対して、自事務所の宣伝チラシを封入して送付する際に、当報道の記事のコピーを同封した。
 - Fが作成した自事務所の宣伝チラシには、「昨年末も、悪質な業者による『虚偽申請』について報道がなされており、入管業務に携わる者として極めて残念に思います（添付資料参照）。…（中略）…これに対して、弊所は、『正直・公正』を信念にして、入国管理・在留手続に取り組んでおります。…（中略）…外国人の入管・在留手続でお悩みの際には、ぜひ弊所までご相談ください」と書かれている。



【情報Ⅱ】

- 現在、調査対象になっている A・D・E に関する情報を入手。内容は、下記のとおり。
 - E は、職業紹介の免許を取得することなく、外国人に対して職業を紹介している。
 - D も、E と類似の活動をしているが、E と協業しているか否かは不明である。
 - A は、E が取り扱っている求人案件を、自事務所の SNS 上に投稿し、求職者であり、かつ、在留資格の変更を求めている外国人を集客して、E に紹介した。
 - A は、行政書士ではあるが、職業紹介の免許は取得しておらず、求人案件を掲示して集客する免許を所持していない。
- 調査対象である A・D・E の関係は、下記のとおり。
 - A に関しては、正式書類の押印以外に、「雇用主の意思」を確認する手続において問題がなかったことを確認できていない申請案件が「2 件」ある。また、「注意喚起文書」は送付しているものの、正式書類の押印以外に、「雇用主の意思」を確認する手続において問題がなかったことを確認できていない申請案件が「31 件」あり、合計「33 件」が調査対象になっている。
 - 調査対象となっている上記「33 件」のうち、D が法人担当であった案件は「19 件（前回調査結果を報告した時点：14 件）」であり、E が法人担当であった案件は「4 件（同 1 件）」ある。また、法人担当が雇用理由書に関与しておらず、A が単独で雇用理由書を作成した案件は、「10 件（同 18 件）」である。前回調査結果報告時（2019.1.28）との違いは、担当が不明確であった紹介案件の法人担当が、提携会社において明らかになったことによる。

特別監査チームにおきましては、上記の情報につきましても、鋭意調査を進め、必要に応じて調査結果を公表する所存です。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

あじあ行政書士法人
法務部長 合田千華